

古賀市いじめ防止推進委員会及び問題対策連絡協議会傍聴規程

古賀市いじめ防止推進委員会
令和4年6月15日決議

(傍聴の申込)

第1条会議の議事の傍聴を希望する者は、会議の当日、その会議場において、受付を行うものとする。

2 傍聴を希望する者が多数で定員を超えるときは、先着順に傍聴者を決定し、傍聴席に入ることでない場合は傍聴の申込を断ることができる。

(傍聴席に入れない者)

第2条次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1)人に危害を加えるおそれのある物品を携帯した者
- (2)酒気を帯びていると認められる者
- (3)張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類その他傍聴に不要と認められる物品を携帯している者
- (4)鉢巻、腕章（報道関係者である旨を表示する腕章は除く。）、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (5)その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある者
- (6)その他会長が不相当と認める者

(傍聴者の遵守事項)

第3条傍聴者は、次の事項を遵守し、静穏に傍聴しなければならない。

- (1)傍聴席の出入りは、静粛にしなければならない。
- (2)帽子、コートの類を着用したまま傍聴席へ入ることはできない。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得たときは、この限りではない。
- (3)私語等会議の妨害となるような行為をしてはならない。
- (4)会議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明してはならない。
- (5)鉢巻、腕章（報道関係者である旨を表示する腕章は除く。）、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用する等示威的行為をしてはならない。
- (6)飲食又は喫煙をしてはならない。
- (7)写真、動画の撮影、録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た者は、この限りでない。
- (8)その他、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴者の入退室)

第4条傍聴者の入退室は、次の各号による。

- (1)審議中における入室及び退室は、原則として認めない。
- (2)この規程に違反し、会長に退室を命じられた者は速やかに退室しなければならない。

(雑則)

第5条この規程に定めのない事項は、いじめ防止推進委員会委員長が定める。